

施 策

■ 図書資料・コーナーの充実

- 幼稚園、保育園に対して、単に蔵書数を増やすだけでなく、発達段階に応じた興味に沿う図書資料の充実を奨励します。
- 読書活動の中核である各園の図書コーナーがより本の読みやすい場となるよう、その整備を促します。

■ 職員等に対する研修の充実

- 子どもの発達段階に合わせた選書をするための知識や情報収集力を養うとともに、読書活動に関する技能の向上を図るため、職員を対象に、専門講師による読書活動に関する研修を行います。

■ 関係機関との連携の促進

- 学校、市立図書館等との連携を密にするとともに、読み聞かせボランティアグループとの連携を一層深め、読書活動が充実するよう促します。

■ 読書活動の工夫

- 幼稚園、保育園においては、乳幼児期における読書活動は、人との温かなふれあいを基盤に視覚や聴覚を通して様々に取り組みれることが大切であることを念頭に置き、読み聞かせやパネルシアター、エプロンシアターなど、多様な読書活動が展開されるよう支援します。
- 子どもの読書活動への興味や関心を高めるとともに、読書意欲を引き出すため、「島田市子ども読書 100 選（※7）」の推奨など、幅広い分野の選書に努めます。

■ 障害のある子どもに対する読書活動の支援

- 「こども発達支援センター」では、その障害の種類や特性に応じた読書活動を展開できるよう、蔵書の充実を図ります。
- 障害のある子どもたちが楽しめるような読書活動を取り入れるよう努めます。

(2) 学校における子どもの読書活動の推進

① 読書活動の充実

【現状】

- 朝読書や読み聞かせが全校で実施され、学校図書館を活用した授業に取り組む学校が増えています。また、司書教諭等を中心に積極的な読書活動を行う学校があります。
- 島田市では、平成 20 年度に「島田市子ども読書 100 選」を選定し、平成 25 年度に改訂をしています。学校では、子どもがそれらの本に親しめるよう、100 選を学校図書館に整備・紹介しています。教育委員会でもホームページに掲載して 100 選の本の広報を行っていま

す。

- 週末等に家庭において本を読んで感想を話し合ったり、本を薦め合ったりして、家族のコミュニケーションを深める「家庭読書」や「家族読書」等を推進する学校があります。
- 島田市内には、障害種に応じた特別支援学級があります。子どものニーズに応じた学級文庫の整備や、読み聞かせはもちろん、紙芝居や指人形、パネルシアターなど職員やボランティアグループ等による工夫を凝らした読書活動が行われています。
- 障害の種類や特性に応じた図書資料の整備が望まれますが、大型絵本や大活字本、点字本や朗読テープなどは市立図書館に頼っているのが現状です。

【課題】

- 学年が上がるにつれて読書時間が減少していく傾向があるため、読書習慣が継続される手立てを講じる必要があります。友達や周りの大人が読んだ本を紹介する等、本との出会いを工夫する必要があります。
- 学校図書館の「学習センター」「情報センター」としての機能(※8)をより充実させ、授業等で活用することが求められています。
- 「島田市子ども読書100選」については、平成30年度改訂を目指して、検討が必要です。
- 家庭での読書習慣の確立に向けて、子どもの実態に応じた手立てを考える必要があります。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒に応じた図書資料を充実させていくことが課題です。教室内に図書資料が十分配置されていなかったり、配置されている学級でも、子どもの興味・関心に沿った新しい本との入れ替えは進んでいなかったりすることがあります。

施 策

■ 学校図書館に係る年間指導計画等の作成・活用

- 各教科や特別活動、総合的な学習の時間など全教育活動を通して学校図書館の活用が図られるよう、各学校で学校図書館に係る年間指導計画等を作成し、教育課程に位置づけます。

■ 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

- 学校図書館の「読書センター」としての機能や、「学習センター」「情報センター」としての機能の充実と活用を図ります。アクティブラーニングの視点からの授業改善(主体的・対話的で深い学びの実現)に向けて、子どもの主体的・意欲的な学習活動の充実や情報活用能力等の育成のため、調べ学習や言語活動の充実、図書館利用方法の学習を推進します。

■ 本に親しむ機会の提供

- 朝読書や読み聞かせが、全ての学校で実施されているので、今後も継続するとともに、内容の充実を図るよう努めます。
- 子どもの読書の実態を十分に踏まえた読書活動を推進します。例えば、図書委員会が中心となって、新刊やお気に入りの本を紹介したり、読書活動を盛り上げるために取り組んだりする活動を継続・推進します。

■ 島田市子ども読書 100 選の推奨

- 子どもが良書に出会い、読書の楽しみを味わえるよう「島田子ども読書 100 選」を推奨します。「島田子ども読書 100 選」については、平成 30 年度改訂を目指して検討していきます。

■ 家庭での読書の推奨

- 読書習慣の定着や読書を通して家族のコミュニケーションを深めるため、家庭での読書活動を推進します。
- 保護者会、入学説明会、家庭教育学級や学校だより等で、読書の意義や必要性、読書の楽しさを保護者に啓発します。

■ 障害のある子どもの読書活動の推進

- 特別支援学級では、発達の段階や障害の状況、多様なニーズに応じた学級文庫の充実を図ります。
- 障害のある子どもが利用しやすいように、配架や書架の高さや表示等の環境を整えたり、貸出・返却方法を簡素化したりします。

② 学校図書館活動を推進・支援する人的な体制の充実

【現状】

- 市内小中学校 12 学級以上の 13 校に発令司書教諭(※9)が配置されています。また、発令司書教諭がいない 12 学級以下の学校にも学校図書館担当者を置き、校内における読書活動を推進するため、中心となって計画的な活動を展開しています。
- 平成 26 年度から学校司書を市内 10 名、1 人 2 校もしくは 3 校兼務で全校に配置しています。司書教諭・学校図書館担当者と学校司書が連携し、各校の学校図書館の環境整備や授業への活用が進んできています。
- 読み聞かせボランティアが登録されている学校の割合は、平成 28 年 4 月現在、小学校では 100% (18 校中 18 校)、中学校では 43% (7 校中 3 校) です。環境整備ボランティア(※10)の登録率は、小学校では 72% (18 校中 13 校)、中学校では 43% (7 校中 3 校) です。ボランティアの活動のおかげで、本が好きになるきっかけができたり、調べ学習だけでなく、心休まる場としての環境が整えられたりしています。

- 司書教諭と学校図書館担当者の資質向上を目的として、市教育委員会主催の研修会を行っています。この研修会には、学校司書や市立図書館職員も参加をしています。また、県教育センター主催の学校図書館に関わる研修会にも積極的に参加するよう呼びかけています。

【課題】

- 司書教諭の授業時数の軽減をしている小学校は増えてきていますが中学校では難しい状況です。司書教諭は、図書館業務以外にも様々な業務を抱えているため、読書活動の推進が難しい場合もあります。
- 学校司書の半数が、1人につき3校兼務している状況です。すべての学校図書館に常時学校司書が配置できていない環境にあります。

施 策

■ 学校体制づくりや司書教諭・学校司書の配置・促進

- 校内では、校長のリーダーシップの下、司書教諭・学校図書館担当者が中心となり、図書館活動のための協力的な体制づくりをしていきます。また、司書教諭がコーディネーター的な役割をし、教員一人一人が学校図書館を活用した授業を行えるよう促します。
- 12学級以上の学校だけでなく、11学級以下の学校にも司書教諭資格者を配置できるよう努めるとともに、学校内における司書教諭の職務に対する理解を促します。
- 学校司書が兼務にて全校に配置されていますが、専任配置できるよう検討します。

■ 学校図書館に係る研修の実施

- 図書館教育や読書指導の一層の充実を図るために、司書教諭・学校図書館担当者や学校司書を対象とした研修会を今後も開催し、資質の向上を図ります。

■ 学校司書・図書ボランティアとの連携

- 学校司書は、学校図書館の諸事務に当たるとともに、レファレンスサービスや教材等の準備への協力など、授業者との連携を図ります。
- 学校の読書活動の充実と学校図書館の活性化のために、各学校の実情に応じて、静岡県子ども読書アドバイザーを活用し、ボランティア等を導入したり、ボランティアとの協力体制を整えたりしていきます。

③ 学校図書館環境の充実

【現状】

- 図書標準（※11）を達成している学校は、平成27年度において小学校78%（18校中14校）、中学校57%（7校中4校）です。図書標準に達していない学校においても、古い蔵書の適正な廃棄を進め、

学習に活用できる新しい図書や魅力的な図書を購入する等、計画的な蔵書の整備に努めています。

- 各校の学校図書館は、教職員と学校司書やボランティアとの協力体制の下、魅力的な掲示物、配架の工夫や温かな雰囲気づくり等環境の整備が進んでいます。
- 各学校では、パソコンが導入されたことで管理ソフトによる図書資料のデータベース化が図られ、司書教諭や学校図書館担当が中心となった図書資料の管理や図書室における貸出等が行われています。

【課題】

- 図書標準に達していても古い蔵書が目立つ学校があります。蔵書充実に向けて、蔵書の質と量を整えていく必要があります。
- 各学校とも蔵書や資料等が十分でないため、それを補う学校間協力貸出や市立図書館の団体貸出の利用等、現在の資源を有効活用していくことも重要です。
- 学校図書用パソコンの管理ソフトが市内で統一されていない状況です。

施 策

■ 魅力的な図書資料等の計画的な整備・充実

- 子どもの知的活動を促進し、様々な興味・関心に応えるため、また各教科等における多様な学習活動を展開するために、必要な幅広い分野の資料を計画的に整備します。
- 情報が古くなった図書資料の廃棄・更新を進めながら、計画的な図書購入によりすべての学校で図書標準 100%の達成に努めます。

■ 学校図書館・校内の環境整備

- 学校図書館が子どもにとって行ってみたいくなる場となるように、季節感あふれる掲示やくつろいだ雰囲気での読書ができる環境整備に努めます。また、校内に学校図書館に誘うための掲示や仕掛け作りをします。
- 魅力ある図書資料や学習に活用できる十分な資料を見つけやすく、手に取りやすい状態で配架されていることも大切です。書架や資料自体の配置について、工夫・改善します。
- 図書用管理ソフトを市内で統一できるよう努めるとともに、データベース化した学校図書館の管理・運営（※12）を継続し、活用状況を把握し、指導の振り返りや蔵書点検等に有効活用していきます。

■ 学校間、市立図書館との連携

- 子どもたちへの図書資料提供が充実するために、市立図書館の団体貸出や学校間協力貸出の活用を図ります。また、団体貸出搬送業務についても検討していきます。

- 学校間の資料検索については、学校図書館間LANシステムの構築に合わせて検討します。

4 図書館における子どもの読書活動の推進

子どもたちの日常生活に必要な情報や知識を無償で提供し、文化的でうるおいのある生活を支える場として、市立図書館の果たす役割は非常に重要です。

市立図書館3館（島田・金谷・川根）は、それぞれの館の特性を活かし、相互に補完し合いながら、子どもたちのニーズにあったサービスの企画・運営、職員研修に日々取り組んでいます。

また、子どもだけでなく、子どもを取り巻く周りの大人たちにとっても、利用し易く満足度の高い図書館であり続けられるよう、各世代が求めている資料や事業の傾向を把握し、よりより環境づくりや蔵書の構築に努めます。

(1) 市立図書館の整備と機能の充実

【現状】

- 市立図書館では、「おはなし会」（※13）や「おはなしマラソン」（※14）の開催など、乳幼児や保護者を対象とした読書活動や啓発活動を展開しています。また、市立図書館職員が幼稚園・保育園へ出向き、おはなし会を開く「おはなし宅配便」を実施しています。
- 夏休みには小学生を対象に、「夏休み小学生一日体験図書館員」や「本のむしカード」、「映画会」等、様々な企画を実施して図書館への関心を高め、利用の増加を図る試みがなされています。
- 中学生や高校生が興味をもつ図書資料を集めた「ヤングアダルトコーナー」を設置しています。
- 館内に特集コーナーを設置し、季節や行事にあった児童書を展示・提供しています。
- 市立図書館職員のうち司書資格を持った職員は、平成28年3月末時点で15人(33.3%)となっています。
- 「静岡県横断検索システム」への参加により、県内の公立図書館や県立中央図書館の蔵書の利用が簡便になりました。

【課題】

- 図書館を一度も利用したことのない子どもが、図書館に足を運びたくなるような企画を考える必要があります。
- 小学生に比べ、中学生、高校生になると図書館の利用が減少します。そのため、この年代の利用を促す取組の工夫が必要です。

- レファレンス(※15)の普及、定着を目指し、図書館員としての経験を積むとともに、専門的な研修を受けるなど、職員の資質向上を図る必要があります。

施 策

■ 図書館施設の整備

- 子どもにとって魅力あふれる図書館を目指し、自発的な読書活動への意欲を高めるため、読んだ本や時期が記録として残せる「読書通帳」をはじめとするさまざまなサービスの導入に努めます。
- バリアフリー対応により車いすやベビーカーの使用も可能とすることで、身体の不自由な方や乳幼児を連れた方が利用しやすい環境を作ります。
- おはなしの部屋を、より多くの親子が参加しやすくなるよう環境整備します。

■ 図書資料等の充実

- 子どもの読書意欲を高めることや、調べ学習に取り組む子どもの期待に応えることができるよう資料や情報の充実に努めます。
- 特集コーナーの設置や企画展示の実施など、図書資料を利用したくなる工夫を講じます。
- 小学校高学年から中学、高校生向けの本を集めたヤングアダルトコーナー資料の充実に努めます。

■ おはなし会等の実施

- ボランティアの協力を得ながら、読書週間における「おはなしマラソン」や毎月の定期的な「おはなし会」等をさらに充実させます。
- 現在行っている「おはなし宅配便」をさらに拡充し、子どもが本に親しむきっかけをより多く提供できるよう努めます。

■ 読書ガイドブック（ブックリスト）の作成および広報

- 子どもたちに魅力的な読書情報を伝えるため、7ヶ月児健康相談時に「ブックスタート用おすすめ絵本リスト」、3歳児健診時に「キッズブック用おすすめ絵本リスト」、定期的な広報紙として年4回発行の「おすすめえほん」「こどもとしょかんだより」を作成しています。リスト等のデータは電子化し、図書館HPに載せ、情報発信に努めています。

■ 職員の資質向上

- 子どもの読書活動を支援できる専門的な知識やスキルをもった職員を養成します。各種研修会や講習会への参加を促し、子どもの調べ学習やレファレンスに適切に対応できるようにします。
- 読み聞かせに関する各種講座や、学校の家庭教育学級等で、講師が務められるよう日々の業務を通して職員の資質向上に努めます。

■ ボランティアの養成と活用

- 環境整備ボランティアを養成するための講座を継続的に開催し、研修内容の充実と参加者の拡大に努めます。

■ 障害のある子どもや外国籍の子どもの読書活動支援

- 静岡福祉大学などと連携し、子どもや障害者が利用できる資料の展示や収集に努めます。
- 在住外国人の子どもが気軽に図書館を活用できるよう、外国語による児童書の充実に努めます。
- 特別支援学校に通う子どもを対象とした図書館見学や職業訓練を積極的に受け入れ、図書館の利用方法や読書の楽しさを学んでもらえる機会の充実に努めます。

■ 他の公立図書館等との情報交換

- 職員の資質向上を図るため、県立中央図書館や他市町の公立図書館、学校図書館との情報交換に努めます。
- 静岡県図書館協会や静岡県市立図書館協議会などの関係団体が主催する各種研修会には、職員を積極的に派遣し資質向上に努めます。

(2) 学校図書館や幼稚園・保育園、公民館等との連携

【現状】

- 六合公民館・初倉地域総合センターのほか、平成28年度に大津農村環境改善センター・北部ふれあいセンターに図書館システムを導入したことにより、市立図書館資料の貸出・返却業務が可能となり、該当地区の子どもたちへのサービスが向上しました。
- 書籍等の運搬車（メールカー）の運用により、3図書館とシステム導入4施設間の図書資料の受け渡しが迅速になりました。
- 上記の4施設および初倉西部ふれあいセンターへ、市立図書館職員を定期的に派遣し、図書資料の整備に当たっています。
- 市立図書館は、市民だけでなく児童センター・幼稚園・保育園等の施設へ再利用可能な除籍本を配付し、これらの施設における児童書の活用を支援しています。
- 市立図書館では、平成23年度から市内の小・中学校へ職員を派遣し、学校図書館の整備や授業への協力など、学校支援を実施しています。
- 学校での調べ学習が盛んになり、必要な図書資料を求めて市立図書館を利用する子どもが増えています。

【課題】

- 市内の子どもたちが同じ内容の学習をしているため、同時期に同一タイトルの資料提供を求められることが多く、対応に苦慮しています。
- 学校司書から市立図書館職員に対し、学校図書館整備についての助

言を求められることが多いため、十分な支援体制を整えていく必要があります。

- 市立図書館と幼稚園や保育園、児童センター、子育て支援センター等との連携を強化し、子どもの読書活動を早い段階から支援する体制づくりに努める必要があります。
- インターネット予約者の増加により、市立図書館間の搬送資料数は今後も増加が見込まれるため、より効率的で迅速な搬送方法の検討が必要です。

施 策

■ 施設見学、勤労体験の受け入れ

- 図書館見学の受け入れを積極的に行い、図書館のしくみや利用方法、本の探し方などについて解説します。また、図書館カードを発行することで、図書館利用の促進に努めます。
- 中学生、高校生、大学生の勤労体験や小学生の一日体験図書館員の希望者を受け入れ、図書館業務について理解を深めてもらうと同時に、図書館の利用促進に努めます。

■ 関係機関との連携

- 市立図書館の団体貸出サービスやレファレンスサービスを有効に活用できるよう、関係機関との連携を強化します。
- 市立図書館の団体貸出だけでなく、国際子ども図書館や県立中央図書館が調べ学習等のために用意しているセット貸出制度の積極的な活用を学校等へ働きかけます。
- ブックスタート事業(※16)、キッズブック事業(※17)以外にも、他課の事業とタイアップした新たな事業を実施し、子どもたちとその保護者に読み聞かせの大切さを伝える機会を作ります。
- 産業支援機関と連携した子育て中の保護者の就業支援や、家庭読書の時間を捻出するためのヒントとなるコーナーを作ります。

■ 合同研修会の開催

- 学校図書館、幼稚園、保育園、児童センター、子育て支援センターの職員と市立図書館職員の合同研修会を開催し、情報交換やスキルアップに努めます。

■ 「読書週間」「子ども読書の日」を通じた啓発・広報

- この期間には、幼稚園・保育園や学校、市立図書館をはじめとする公共機関、ボランティアグループ等がそれぞれ工夫を凝らした啓発や広報に取り組んでおり、今後も引き続きこれらの活動を支援していきます。

< 取組成果 >

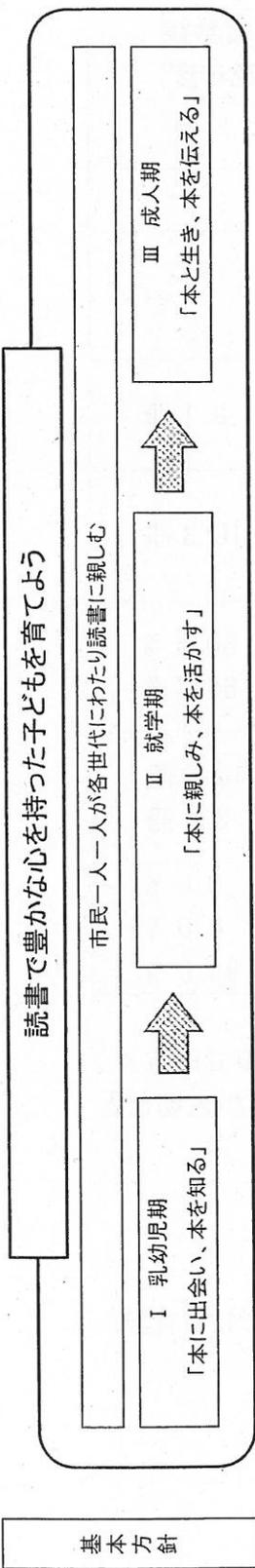
取組項目	実績数値 (H27年度)	実績数値 (H22年度)
本を読むことが好きだと答えた児童・生徒の割合	小 78.0 % 中 68.0 %	—
1週間に一度は、家庭で本に親しむ子どもの割合	小 84.0 % 中 80.0 %	—
市立図書館の児童図書の蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	11.7冊	8.1冊
市立図書館の児童図書の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	20.2冊	10.3冊
市立図書館の図書館カードを持っている 児童、生徒の割合	小 83.6 % 中 90.8 %	小 80.5 % 中 86.7 %
1ヶ月の読書冊数 (注1)	小 11.9冊 中 3.4冊	小 13.0冊 中 2.6冊
学校司書等を配置している学校数の割合(注2)	小 100.0 % 中 100.0 % 高 100.0 %	小 0.0 % 中 0.0 % 高 95.0 %

(注1) 1ヶ月の読書冊数を記載していますが、数値結果にとられるものではなく、島田市では、自ら本に手を伸ばそうとする子どもたちを育てることが大切だと考えます。

(注2) 平成26年度から、学校司書が市内に10人配置されました。
内5人2校兼務・5人3校兼務です。

(資料：図書館課、市学校教育課)

島田市子ども読書活動推進計画の体系



基本方針

年齢	胎児期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳以上
場所		学童期																			
		乳幼児期										ヤングアダルト期									
家庭への取組		親子の絆プログラム 子育て広場 親子ノート 3さいこがんぼノート 家庭教育学級 静岡県子ども読書アドバイザーの活用 啓発資料の配布 おはなし会参加の呼びかけ																			
地域での取組		地域子育て支援センターでの啓発 育児サポーターによる啓発、読み聞かせの実施 児童館での啓発、読み聞かせの実施 静岡県子ども読書アドバイザーの活用 読み聞かせボランティアの受け入れ																			
園・学校での取組		【園での取組】 ・発達段階に応じた図書資料の充実 ・日常の保育における多様な読書方法の実施 【小中学校での取組】 ・読書週間、読書月間の実施・図書委員による読書イベント・読み聞かせや朝読書などの実施・学校図書館を活用した授業・家庭読書・市立図書館と連携																			
図書館での取組		島田市子ども読書100選の推奨 ブックスタート キッズブック おはなし宅配便 図書館おはなし会 ほんのむしカード ぬいぐるみのおとまり会 小学校内に市立図書館紹介コーナー設置 わくわく！理科教室 読書通報 勤労体験の受入 YAコーナーの設置																			
施策の方向		読み聞かせボランティア講座の開催																			

＜用語集＞

- ※1 「学校司書」とは、「専ら学校図書館に従事している」とし、島田市では「学校図書館支援員」と称しています。
- ※2 「読み聞かせボランティア」とは、市内の各施設で活動している読み聞かせボランティア登録グループのことです。開催場所と名称は、金谷図書館「さくらんぼ」、大津農村環境改善センター「えのころ」、北部ふれあいセンター「オレンジバスケット」、六合公民館「おはなしのへや ねこバス」、初倉公民館「おはなしエプロン」、初倉西部ふれあいセンター「しろやま読み聞かせクラブ」、川根図書館「たまごマザー」です。
なお、読書活動優秀実践団体 教育長表彰（読書県しずおかづくり）「えのころ」（平成19年度）、読書活動優秀実践団体教育長表彰（子どもを育む地域団体）「おはなしのへや ねこバス」（平成20年度）、「おはなしエプロン」（平成22年度）、「さくらんぼ」（平成24年度）、優良読書グループ表彰 静岡県読書推進運動協議会長賞「しろやま読み聞かせくらぶ」（平成27年度）、子どもの読書活動優秀実践団体 文部科学大臣表彰「さくらんぼ」（平成28年度）等の受賞実績があります。
- ※3 「ペープサート」とは、紙人形劇のこと。厚紙に割り箸状の棒を貼り付け、厚紙の裏表に物語の登場人物を描き、物語の進行に合わせて棒を操る日本で生まれた人形劇の一種である。
- ※4 「エプロンシアター」とは、エプロンを舞台に見立て、ポケットから人形等を取り出したり、エプロンにつけたりしながら、物語を展開させていく人形劇のこと。
- ※5 「家庭教育学級」とは、小学校1年生の保護者（小学校の実情に合わせる）を学級生として開設されています。家庭でのしつけを中心に親子の関わり方や子どもの健全な育成について学びあいの場として開設しています。
- ※6 「こども発達支援センター」とは、子どもの健全な成長を支援するための相談と成長が気になる子どもの療育支援を行う施設です。通称『ふわり』と呼ばれています。
- ※7 「島田市子ども読書100選」とは、平成19年策定の「島田市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に出会い、本に親しみ、本を活かすことができるように、幼児・小学校低学年・小学校中学年・小学校高学年・中学校の4つの発達段階に応じたおすすめの本各20冊、計100冊を選定しました。その後、見直しをしたり、防災に関する本を別に設けたりして、平成26年3月には、改訂版を作成しました。
- ※8 「学習センター」「情報センター」として機能とは、学校図書館が調べ学習に供される図書資料に限らず、ビデオ教材やパソコンやコピー機等も整備され利用に供される状態になっていることが理想であることから学校図書館の機能の一つと言われています。
- ※9 「発令司書教諭」とは、大学において講習を受けて単位を取得した教諭で、免許取得者の中から市の教育委員会から司書教諭を発令されている教員を指します。12学級以上の学校に配置しています。他の教員と同じように学級や授業をもちながら学校図書館の運営や読書活動の推進に当たっています。
- ※10 「環境整備ボランティア」とは、図書の修理や整理、掲示物の作成、新刊のバーコード入力等、学校図書館の環境整備を主とした活動を行うボランティアです。
- ※11 「図書標準」とは、公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書資料の整備を図る

際的目標として文部科学省が設定したものです。例えば 12 学級の小学校では 7,960 冊、中学校では 10,720 冊と具体的な数値が示されています。また、図書標準の達成に向けて、国は地方公共団体に対して財政的な支援を行っています。

- ※12 「データベース化した学校図書館の管理・運営」とは、管理運営ソフトを用い、バーコード入力による図書管理をはじめ、図書資料の貸出・返却、図書一覧の作成、検索など、パソコンを活用した図書館経営をいいます。
- ※13 「おはなし会」とは、島田市立図書館 3 館で実施される図書館職員や読み聞かせボランティアグループによる読み聞かせ活動です。島田図書館では館内「おはなしのへや」で、金谷図書館では館内「おはなしコーナー」で、川根図書館では館内「おはなしのへや」で、主に週末に実施しています。
- ※14 「おはなしマラソン」とは、読書週間に合わせ、島田市立図書館 3 館で実施される図書館職員や読み聞かせボランティアによる読書活動です。幾つもの読み聞かせや手遊び等が連続して行われます。
- ※15 「レファレンス」とは、何らかの資料や情報を求めている人に対し、それを提供または提示することです。調査相談ともいいます。
- ※16 「ブックスタート事業」とは、島田市保健福祉センター「はなみずき」で実施される 7 か月児健康相談の機会に、絵本のプレゼントとともに、乳幼児期からの家庭での読み聞かせの大切さについて保護者の理解と関心を高める活動を、図書館職員が出向いて実施する啓発活動です。
- ※17 「キッズブック事業」とは、島田市保健福祉センター「はなみずき」で実施される 3 歳児健診の日に、図書館職員が出向き、読み聞かせの方法や効果、本の選び方を説明し、絵本の読み聞かせや手遊びを行う事業です。

< 参考資料 >

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13・12・12 公布)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進

- 計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

島田市子ども読書活動推進委員会

(任期 平成27年6月1日～平成29年5月31日)			敬称略
区分番号	区 分	役 職 等	氏 名
1	学識経験者	静岡産業大学客員教授	鈴木 善彦
2	市内小学校及び中学校PTA代表者	島田市小中学校PTA連絡協議会 副会長	大矢 京子
3	静岡県子ども読書アドバイザー その他子どもの読書活動推進に係る 活動を行う者	静岡県子ども読書アドバイザー	野中恵美子
4	市内幼稚園及び保育園代表者	島田中央幼稚園 副園長	入屋ふじ子
		月坂保育園 園長	奥川むつみ
5	市内小学校、中学校及び 高等学校司書教諭	五和小学校 司書教諭	森下 純子
		金谷中学校 司書教諭	大橋 啓子
		島田高等学校 司書教諭	高島 美玲
6	市内小学校及び中学校代表校長	伊久美小学校 校長	郷 裕利子
7	子ども読書活動推進計画担当課長	社会教育課長	南條 隆彦
		学校教育課長	池谷 英人
		子育て応援課長	菊池 智博
		保育支援課長	杉山 悦子
		図書館課長	杉山 郁夫